

○東京藝術大学美術愛住館運営委員会要項

〔令和7年11月20日
制 定〕

改正 令和8年5月28日

(設置)

第1条 本学に、美術愛住館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、美術愛住館（以下「愛住館」という。）の円滑な運営を図るとともに、愛住館で実施される事業等を総括することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 愛住館の運営方針に関すること。
- (2) 愛住館主催の展覧会及びイベントの企画実施に関すること。
- (3) 愛住館におけるアーティスト・イン・レジデンスに関すること。
- (4) 愛住館を活用した渉外活動及び社会連携活動等の企画に関すること。
- (5) その他、愛住館の企画及び管理運営に必要とされること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（学長特命担当）のうち学長が指名する者
- (3) 理事（経営改革・財務担当）
- (4) 副学長（国際連携担当）
- (5) 学長特別補佐（藝大基金担当）
- (6) 美術学部長
- (7) 音楽学部長
- (8) 大学院映像研究科長
- (9) 大学院国際芸術創造研究科長
- (10) 社会連携センター長
- (11) 事務局長
- (12) その他学長が必要と認める者 若干名

2 前項第12号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該委員を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

(議長)

第5条 委員会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営等)

- 第7条 委員会の庶務は、各課各部局の協力を得て社会連携課において処理する。
- 2 愛住館の管理運営は、社会連携センター、基金室及び社会連携課が所掌する。

附 則

- 1 この要項は、令和7年11月20日から施行する。
- 2 「堺屋太一記念 東京藝術大学 美術愛住館」企画運営委員会要項（令和4年6月7日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和8年5月28日から施行する。